

令和3年度（2021年度）熊本県立特別支援学校高等部等 入学者選抜の基本方針について

このことについて、別紙のとおり定めることとする。

（提案理由）

令和3年度（2021年度）の県立特別支援学校高等部等における入学者選抜の実施に当たり、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条の規定により、教育委員会においてその基本方針を定める必要があるため。

参考：関係法令条項

- 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（H20.4.1施行）
第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
（13）県立学校入学者選抜の基本方針

令和3年度（2021年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針

令和2年（2020年）6月2日

熊本県教育委員会

令和3年度（2021年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜は、各特別支援学校、学科等の特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力、適性等を総合的に評価して実施するものとする。

I ひのくに高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校（案）専門学科

※鏡わかあゆ高等支援学校の学校名は6月の熊本県議会で正式に決定します。

1 一般選抜について

(1) 出願資格

入学を志願することのできる者は、日常生活を営むのに一部援助が必要な程度の知的障がいのある者で、中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校中学部を令和3年（2021年）3月に卒業見込みの者（卒業した者）、中等教育学校の前期課程を令和3年（2021年）3月に修了見込みの者（修了した者）、又は学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当し、以下の条件を満たしている者とする。

- ①日常生活での行動が一人でできる者
- ②公共交通機関等の利用が可能な者
- ③保護者・本人ともに本県に住所を有する者
- ④合格した場合は、必ず入学する者

(2) 検査及び面接・面談

ア 検査等の内容については、当該学校の校長が定めたものによる。

イ 必要に応じて受検者本人に対して面接を、保護者に対して面談を行うことができる。

(3) 検査の日程

当該学校の校長が定めたものによる。

(4) 主な日程

- ア 願書受付 令和3年（2021年）1月18日（月）
～20日（水）午後4時
- イ 出願変更 令和3年（2021年）1月21日（木）
～25日（月）午後4時
- ウ 検査 令和3年（2021年）1月28日（木）、29日（金）
の2日間
- エ 合格者発表 令和3年（2021年）2月9日（火）

2 二次募集について

合格者が募集定員に満たない学校、学科について、二次募集を実施するものとする。

Ⅱ I 以外の特別支援学校高等部等

1 一般選抜について

(1) 出願資格

入学を志願することができる者は、原則として、学校教育法施行令第22条の3に示す程度の障がいがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ①特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を令和3年（2021年）3月に卒業見込みの者又は卒業した者
- ②中等教育学校の前期課程を令和3年（2021年）3月に修了見込みの者又は修了した者
- ③学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

なお、重複障がい学級にあっては、当該学校対象の障がいのある者で、その障がいを含め2つ以上の障がいのある者とする。

また、訪問教育にあっては、原則として、特別支援学校中学部の訪問教育を卒業見込みの者又は卒業した者で、保護者と共に本県に在住し、かつ、学校から訪問可能な距離の者とする。

(2) 検査及び面接・面談

ア 検査等の内容については、当該学校の校長が定めたものによる。

イ 必要に応じて受検者本人（保護者同伴も可）に対して、面接又は面談を行うことができる。

(3) 検査の日程

当該学校の校長が定めたものによる。

(4) 主な日程

- ア 願書受付 令和3年（2021年）2月10日（水）～16日（火）正午
- イ 出願変更 令和3年（2021年）2月17日（水）～22日（月）正午
- ウ 検査 令和3年（2021年）3月 9日（火）・10日（水）
の2日間又はいずれか1日のみ
ただし、訪問教育にあっては、書類による選考とし検査日は設けない。

エ 合格者発表 令和3年（2021年）3月16日（火）

2 二次募集について

合格者が募集定員に満たない学校、学科等について、二次募集を実施するものとする。

